

住吉区自主避難場所開設基準

1 自主避難場所について

自主避難場所は、災害対策基本法に基づき大阪市地域防災計画に定める地震発生時や河川増水時の避難情報発令等により開設する避難所とは異なり、次項に定める場合において、区民が自己の判断で身の安全を確保するために、早期かつ一時的に避難する場所を提供することを目的として開設する避難場所である。

2 開設の決定について

台風接近時において、次の①又は②に該当する場合に自主避難場所を開設することを基本とする。

- ① 強い台風が市域に上陸あるいは、接近するおそれがあり、住吉区内で相当程度の被害が生じることが見込まれる場合。

（ 強い台風が市域に接近とは、台風接近前に大阪管区気象台が開催する台風説明会において、大阪府の予想最大風速（陸上）が33m/s以上（気象庁の強さ階級分けて「強い台風」以上に相当）となる場合を目安とする。

- ② その他、区民からの避難場所開設要望等を勘案し、自主避難場所の開設が必要と区長が認める場合

3 開設する自主避難場所について

- (1) 開設する自主避難場所は、区内の市立小学校（14箇所）を基本とし、状況に応じて区長が決定するものとする。
- (2) 避難スペースは、避難者数や学校授業への影響等を勘案し、その都度決定するものとする。

4 開設時期について

- (1) 第2項①に基づき自主避難場所を開設する場合の開設時期は、暴風警報の発表見込み時刻の2時間前から3時間前を基本とし、台風の種類、進路等の最新の情報を参考に適宜決定するものとする。
- (2) 第2項②に基づき自主避難場所を開設する場合の開設時期は、避難場所開設要望等の状況に応じて適宜決定するものとする。

5 広報活動について

自主避難場所を開設する場合は、事前に区のホームページ、ツイッター及び広報車両により区民に周知を図るとともに、各地域活動協議会会長に開設場所、日時等を伝え、広報活動への協力を要請するものとする。また、住吉消防署、住吉警察署に対しても消防車両、警察車両による広報活動を依頼することとする。なお、自主避難場所を閉鎖する場合においても同様（ただし、広報車両、消防車両及び警察車両は使用しない）とする。

6 自主避難場所の運営について

自主避難場所の運営は、区役所職員が当たることを基本とする。

7 閉鎖の決定について

自主避難場所の閉鎖については、気象情報、区内の被害状況及び避難者の状況等を勘案し、区長が決定するものとする。

8 利用者へのお願いについて

自主避難対応であるため、食料品・日用品等は自主避難者が準備することを基本とし、区民に周知を図るものとする。

※この基準は、平成31年4月1日から施行する。